

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱	1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領	2
資料 3	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿	3
資料 4	令和 6 ・ 7 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題	4
資料 5	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過	5
資料 6	令和 7 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会の概要	6
資料 7	令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要	7
資料 8	協議内容	8

別添

資料 9	事例集（案）	
------	--------	--

資料 1

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

令和 7 年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

選任区分	氏 名	職 名
学識経験者 ・ 一般有識者	山口 雅史	椋山女学園大学教授
	鈴木 照美	愛知県保育者養成研究会会長
市町村 関係者	増岡 潤一郎	みよし市教育委員会教育長
	畑 生理沙	名古屋市教育委員会教育支援部義務教育課長
	古田 美津子	名古屋市子ども青少年局保育部担当課長
	鈴木 善三	碧南市こども健康部保育課長
幼稚園・ 保育所及び 学校関係者	室田 ひふみ	愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (名古屋市立第一幼稚園長)
	鈴木 孝昌	愛知県私立幼稚園連盟副会長 (はばたき幼稚園長)
	吉田 龍宏	愛知県社会福祉協議会保育部会副部長 (美和こども園長)
	島崎 佳子	名古屋私立保育連盟副会長 (いぶき保育園長)
	柴田 由美子	愛西市立北河田小学校長
P T A 関係者	塚本 浩介	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	新井 恵梨	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R7.7~R8総会) (さつき幼稚園)
	伊藤 莉奈	常滑市立常石保育園父母の会(さくらの会)会長
県関係者	森川 明子	愛知県福祉局子育て支援課長
	大竹 隆夫	愛知県県民文化局学事振興課私学振興室長

事 務 局 名 簿

	氏 名	職 名		
事 務 局	橋本 具征	愛知県教育委員会教育部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	尾本 国博	愛知県教育委員会義務教育課長		
	竹内 政一	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	稲垣 孝治	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	谷川 永里子	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	後藤 義広	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	渡邊 祐子	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	成田 敦子	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	加藤 綾子	愛知県総合教育センター学校支援研修課 主査		
	渡辺 久美子 中井 吉美	愛知県幼児教育コーディネーター		

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

〈協議題設定の理由〉

【現状・動向】

- 愛知県内の公立幼稚園を対象とした調査で、外国籍幼児は総園児数に対して令和5年度が5.6%、令和6年度は7.0%、令和7年度は8.4%である。
- 愛知県は外国にルーツをもつ児童生徒が多く、令和5年度愛知県義務教育問題研究協議会において「外国にルーツをもつ児童生徒の受入れ・共生のための支援・指導の在り方」について協議され、リーフレットが作成されて活用が進んでいる。
- 文部科学省の委託研究においても、令和4年度に「外国人幼児等の受入れに関する研究」の発表がされており、外国籍等の子供がいる環境の中で幼児教育をどのように行っていくかについての関心は高い。

【国の提言】

- 令和5年2月中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が審議のまとめを公表した。
その中で、「特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援」として、外国籍等の子供に対する支援や配慮について現状や課題が挙げられている。幼児教育施設では散在する指導上の留意事項等の整理をすることや、活用できる資料、教材の作成等、子供の多様性に配慮した教育の充実に関する好事例等を収集し、蓄積して活用することも示されている。

幼児教育施設では、外国籍等の子供が多くなってきており、その対応（困り感や課題）が問題となっている。調査対象を公立幼稚園だけでなく私立幼稚園、及び公私立保育所、こども園を含めた愛知県内に広げ幼児期における外国籍等の子供の在籍率などの調査や、支援の参考となる資料を集めたい。

言語・文化的に多様な背景をもつ子供がいる環境で、幼児期の子供たちが育ち合える教育をどのように推進していくべきかを協議する必要がある。

協議題

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

研究内容

- 子供や保護者、園の困り感を把握する
 - ・言葉の理解
 - ・文化の違い
 - ・生育環境や特性 等

具体的な場面や
姿を捉える

- 保育者の援助・支援の在り方について検討する
 - ・個々に応じた適切な関わり方
 - ・環境の構成
 - ・保護者支援
 - ・関連機関との連携 等

研究計画

【一年次】県内の状況、課題について全県調査を行い、把握する

- 幼児教育現場における課題や困りごとの把握（対象：県内の公私立幼稚園、保育所、認定こども園）
 - ・一人一人の多様な言語・文化的背景に対応していくにあたり、課題となること。
 - ・個の姿に応じてどのように関わり、心のつながりをもった温かな関係をどのように築き、育んでいくとよいか。
 - ・子供の園での学びや保育者の支援の方法を小学校へどのように繋いでいくとよいか。
- ⇒調査内容について協議を進め、調査実施後、結果の分析をもとに研究課題を絞り込む。

* 中間報告：調査結果と分析結果をリーフレットにまとめる

【二年次】調査結果に基づき研究、報告書作成

- 絞り込んだ研究課題について、園又は保育者が参考にして活用できる資料にまとめる

資料 5

令和7年度 愛知県幼児教育研究協議会及び専門部会の開催経過

年	月	日	曜	予定時間	研究協議会	専門部会
7	5	26	月	10:00~12:00 自治センター 603会議室	<p>〈第1回研究協議会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画 	
7	7	16	水	14:00~16:00 三の丸庁舎 B203会議室		<p>〈第1回専門部会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度協議題の確認 ・令和6年度の取組、第1回研究協議会の報告 ・研究内容について ・事例集掲載内容（事例及びイラストページ）検討 ・事例様式の検討 ・事例及びコラムの提供依頼 ・第2回部会の予定確認
7	9	3	水	14:00~16:00 三の丸庁舎 B203会議室		<p>〈第2回専門部会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集案の検討 事例の分類、 事例及びコラム内容、 修正の方向等検討 掲載イラスト場面の検討 ・事例及びコラムの修正依頼 ・第3回部会の予定確認
7	11	13	木	14:00~16:00 三の丸庁舎 B104会議室		<p>〈第3回専門部会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例集案の検討 事例及びコラムの関連性、 イラストページ案の検討 事例及びコラム内容の 最終検討 ・事例及びコラムの再修正依頼 ・まとめ
8	1	23	金	10:00~12:00 三の丸庁舎 B203会議室	<p>〈第2回研究協議会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門部会からの報告 ・令和8年度の計画 (方向性について) 	

<協議内容>

- ◆多文化の環境で育ち合う実践を各園で進めていくために、どのような事例集にしていくとよいか。
- ◆事例集を作成するうえで、どのような項目立てをするとよいか。
 - ・必要な掲載項目や内容 等

<委員からの意見概要>

子供との関わりについて

- ・当該幼児の困り感（言葉や園での約束事が分からない等）を保育者が理解しようとし、思いに寄り添いながら関わっていくと、周りの子供たちにも伝わっていく。
- ・外国籍等の子供や保護者の衣服を見て、違いに気付き興味をもつことがある。子供が興味をもった時をチャンスと捉え、子供同士が様々な文化を知る機会にするとよい。
- ・家庭で身に付く習慣にも、文化の違いが表れる。保育者が当該幼児の母国の文化を理解し関わっていくと、園生活での子供の困り感が軽減される。
- ・日本は多文化を受け入れることに慣れていない印象がある。受け入れる側が、自然に受け入れる姿勢をもち、馴染みやすい環境をつくると、外国籍等の子供も馴染んでいけると考える。

保護者との関わりについて

- ・外国籍等の子供の保護者への対応に苦慮している保育者が多い。保護者への関わり方について、事例集に取り入れるとよい。
- ・外国籍等の保護者は自分のルーツや文化を大事にしているので、保育者は相手の文化を理解し寄り添ったり、園での生活を理解してもらったりと、連携をとりながら対応していく必要がある。
- ・園としては当たり前と思っても、それは日本の園のルールであり、外国籍等の保護者には分からないこともある。困っていることが言えずにいる保護者もいるので、配慮していく必要がある。
- ・翻訳機では機械的な変換しかできない。通訳者がいると、相手に分かりやすく伝えたり文化の説明をしたりできる。翻訳とは言葉だけではないと感じた。

小学校に関連する取組について

- ・小学校で日本語教室をしているが、高学年になり、保護者は母語、子供は日本語を使い、互いにコミュニケーションを取りづらくなる事例が何件かある。母語も大事にしていくことが必要である。
- ・小学校で外国籍等の子供に対して周りの子供が厳しい言葉をかけている場面があった。幼児期に遊びの中で学んだことを、小学校へどのように引き継いでいくかは重要であり、課題である。

令和7年度 愛知県幼児教育研究協議会専門部会における協議の概要

	専門部会	検討事項として
1	<p>〈第1回専門部会〉 7月16日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>(1) 令和7年度協議題の確認 (2) 令和6年度を取組、第1回研究協議会の報告 (3) 協議事項 ○事例集作成について ・自園、自校での取組の紹介、事例の分類 ・事例様式の検討 ・イラストページ案について</p>
2	<p>〈第2回専門部会〉 9月3日(水) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B203会議室</p>	<p>協議事項 ○事例集(案)の構成と内容について 協議事項 ・事例の分類案について ・分類に合った実践事例及びコラム内容への修正検討 ・読みやすい文章量、レイアウト、構成について ・イラストページの掲載場面について</p>
3	<p>〈第3回専門部会〉 11月13日(木) 午後2時から午後4時 三の丸庁舎B104会議室</p>	<p>協議事項 ○事例集(案)の構成と内容について 協議事項 ・事例とコラムの関連性について ・見やすいレイアウト、色合い、フォント等について ・イラストページ案について ○完成までの流れについて</p>

本日の協議内容

<協議題>

多文化の環境で育ち合う幼児教育の在り方
～受け止め合う心を育むための関わりを考える～

(1) 令和7年度報告事例集（案）について

○よりよくするための修正点について意見、感想

- ・構成、内容について
- ・文字、語句等表記の仕方について

○事例集の今後の生かし方、活用の仕方（効果的に広める方法）

(2) 幼児教育に関わる課題等について

（次年度以降取り組む協議題の方向性について）